

福祉3 医療制度のご案内

① ひとり親家庭等医療費

支給対象

ひとり親家庭、父または母に一定の障害のある家庭の児童とその親、養育者。

※児童とは、18歳に達した年度末までの子、一定の障害がある20歳未満の子。

※所得制限あり。

必要書類

保険証、戸籍謄本、印鑑、申請者名義の預金通帳

※児童扶養手当受給者は、保険証と手当証書のみで申請できます。

② こどもの医療費

支給対象

町内在住の高校3年生まで

必要書類

保険証、申請者名義の預金通帳、印鑑

③ 重度心身障害者医療費

支給対象

・身体障害者手帳1〜3級を有するかた
・療育手帳A、A、Bを有するかた
・精神障害者保健福祉手帳1級を有するかた

65歳以上で後期高齢者医療に基づく障害認定を受けたかた

※65歳以上で新たに障害者手帳を取得したかたは対象となりません。

※所得制限あり。

必要書類

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、保険証、印鑑、申請者名義の預金通帳

医療機関にかかる場合

【秩父都市内の医療機関】

「保険証」および「受給資格証」を医療機関に提示し受診してください。窓口払いはありません。

【自己負担の例外】

ひと月の自己負担額が21,000円を超えた場合、または整骨院や秩父都市外の医療機関を受診した場合は、一度窓口払いとなります。領収書を持参して支給申請をしてください。

※町からの医療費のお支払いは毎月1回ですので、医療機関の領収書を役場窓口へお持ちする場合は1か月分まとめてお持ちください。

支給対象外

下記のものとは支給対象外です。3医療の受給者証は使わないでください。

- ・保育園、幼稚園や小・中学校でのケガ(登下校を含む)などにより、日本スポーツ振興センター災害共済給付の適用となるもの。
- ・保険外の医療費(健康診断、予防注射、薬容器代、診断書料、食事療養費など)
- ・高額療養費や附加給付の適用がある場合(加入健康保険者から支給されます。)

※加入している医療保険が変更になった場合は下記窓口までお越しください。

問合せ ①② 健康こども課 子育て支援担当 ☎62-1288
③ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

指定有料ごみ袋支給

紙おむつ排出用として指定有料ごみ袋を支給します。

対象 ①乳幼児(0歳から3歳の誕生日まで)

②ねたきり重度心身障害者等紙おむつ受給者

支給 1人につき可燃ごみ袋を月5枚、年間60枚まで

持参品 紙おむつ用ごみ袋支給カード(お持ちのかた)

申請先 ①健康こども課 子育て支援担当 ☎62-1288
②福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

在宅酸素濃縮装置等利用者に 電気代の一部を助成

医師の処方により在宅で酸素濃縮装置・人工呼吸器などを使用しているかたに、酸素濃縮装置や人工呼吸器の使用にかかる電気代の一部を助成します。

施設に入所しているかた、入院中のかたは対象になりません。

助成金額 月額1,500円

申込み 健康こども課 健康づくり担当 ☎62-1288